

## 窓 口 団 体 規 約

第 1 条 この規約は、日個連東京都交通共済協同組合（以下「交通共済」という）定款及び運営規約に定める窓口団体について定める。

第 2 条 窓口団体は、交通共済とその組合員となる者の総合的利益及び健全なる発展に資するため交通共済業務委託を受け、交通共済業務を代行するほか、組合員の権利義務の保護に努めなければならない。

2. 組合員は、何れかの窓口団体に所属し、かつ、窓口団体を通じて交通共済事業に参画しなければならない。

第 3 条 窓口団体は、個人タクシー事業者で組織する団体で別表 I の団体とする。

2. 新たに窓口団体を設置する場合は、理事会の承認を得なければならない。

3. 前項の窓口団体の承認は、構成員数が 100 名以上の団体でなければならない。

4. 交通共済は、第 2 項による承認の決定において、団体構成員が 100 名未満であるときで、特別に必要と認めた場合、準窓口団体として承認することができる。

5. 前項により承認を受けた準窓口団体に所属する事業者は、定款第 9 条の窓口団体に加入しているものとするができる。

6. すでに設置している窓口団体の構成員数が、役員改選年度の 4 月 1 日現在 100 名未満になった場合は、理事会の承認を経て準窓口団体に変更する。

7. 本規程第 7 条の認定団体が、協議会を組織し窓口団体を設置する場合は、日個連東京都営業協同組合と同一の組み合わせでなければならない。ただし日個連東京都営業協同組合に登録のない団体の場合はその限りではない。

第 4 条 窓口団体の責任者は、所属組合員の交通共済に対する業務を統括し、かつ、その責任を負うものとする。

第 5 条 窓口団体は、役員に変更があったとき 10 日以内に交通共済に届出なければならない。

第 6 条 交通共済の理事長・副理事長・常務理事は、窓口団体の要請又は必要に応じ連絡のうえ、窓口団体の会議に出席して交通共済の意見を述べることができる。

第7条 交通共済は、別表Ⅱに定める団体を認定団体とする。認定団体は、個人タクシー事業者で組織する団体で、理事会にて承認または削除することとする。

2. 認定団体より交通共済の理事が選出されていない団体は、特別理事会に認定団体の代表者は、出席することが出来る。代表者の招集は理事長が行う。

## 第8条

この規約の改廃は、総代会において行う。

## 付 則

1. この規約は、昭和61年8月1日より発効する
2. 平成4年5月27日一部改定
3. 平成6年5月27日一部改定
4. 平成7年5月29日一部改定
5. 平成13年5月30日一部改定
6. 平成14年5月30日一部改定
7. 平成15年5月29日一部改定
8. 平成17年5月30日一部改定
9. 平成18年5月30日一部改定
10. 平成19年5月30日一部改定
11. 平成20年6月16日一部改定
12. 平成21年6月18日一部改定
13. 平成22年6月17日一部改定
14. 平成23年6月16日一部改定
15. 平成24年6月19日一部改定
16. 平成26年6月17日一部改定
17. 平成27年6月23日一部改定
18. 平成28年6月13日一部改定
19. 平成30年6月15日一部改定
20. 2019年6月20日一部改定
- 21・2020年5月28日一部改定
- 22・2021年6月14日一部改定

## 別 表 I

### 1 窓口団体一覧表

- 1 東支部
- 2 足立支部
- 3 板橋支部
- 4 江戸川個人タクシー事業協同組合
- 5 葛飾支部
- 6 協立支部
- 7 交友A T U支部
- 8 個人タクシー事業団支部
- 9 個人タクシー連合協議会支部
- 10 石神井支部
- 11 城東支部
- 12 城北支部
- 13 新東京個人タクシー協同組合
- 14 新中野支部
- 15 千住新足立支部
- 16 第一事業団支部
- 17 東京旅客支部
- 18 東部支部
- 19 東友支部
- 20 朋友支部
- 21 四〇支部
- 22 東日本個人タクシー協同組合
- 23 日個連関東ブロック

## 参 考

### 準窓口団体一覧表

- (1) 個人タクシー第一多摩協同組合
- (2) 町田個人タクシー協会
- (3) 浮間支部
- (4) 自交総連 南多摩支部
- (5) 一般社団法人小岩個人タクシー協会
- (6) 双和個人タクシー協同組合
- (7) 一般社団法人東京相互個人タクシー協会

## 別 表 II

### 1 認定団体一覧表

- 1 東個人タクシー協同組合
- 2 足立個人タクシー協同組合
- 3 板橋個人タクシー協同組合
- 4 江戸川個人タクシー事業協同組合
- 5 葛飾個人タクシー協同組合
- 6 一般社団法人 日個連亀戸支部
- 7 北区個人タクシー協同組合
- 8 一般社団法人 小岩個人タクシー協会
- 9 交友個人タクシー協同組合
- 10 個人タクシー事業団協同組合
- 11 東京西北個人タクシー協同組合
- 12 自交総連個人タクシー協同組合
- 13 個人タクシー都民同盟協会
- 14 石神井個人タクシー協同組合
- 15 城東個人タクシー協同組合
- 16 城北個人タクシー協同組合
- 17 新東京個人タクシー協同組合
- 18 新中野個人タクシー協同組合
- 19 千住個人タクシー協同組合
- 20 東京新足立個人タクシー協同組合
- 21 双和個人タクシー協同組合
- 22 個人タクシー第一事業団協同組合
- 23 一般社団法人東京相互個人タクシー協会
- 24 一般社団法人東京旅客個人タクシー協会
- 25 東部個人タクシー事業協同組合
- 26 東友個人タクシー協同組合
- 27 朋友個人タクシー協同組合
- 28 個人タクシー四〇協同組合
- 29 東日本個人タクシー協同組合
- 30 個人タクシー第一多摩協同組合
- 31 彩の国個人タクシー協同組合
- 32 町田個人タクシー協会
- 33 日個連東京都営業協同組合 浮間支部

別 表 II

1 認定団体一覧表

- 34 日個連横浜事業協同組合
- 35 自交総連個人タクシー協同組合南多摩支部
- 36 相模個人タクシー協同組合
- 37 一般社団法人日個連千葉個人タクシー協会
- 38 個人タクシー京葉協同組合
- 39 協同組合千葉個人タクシー事業団
- 40 交栄個人タクシー協同組合